

第3回心理療法検討会(H23.10.19)への意見と質問

構成員 久保 潔

(一) 心理療法(カウンセリング)の公費負担制度について

犯罪被害者に対する心理療法(カウンセリング)は、関係省庁から提出された前回の説明資料と今回の補足資料によって、すでに様々な取り組みが行われていること、さらにその詳細も少しずつわかってきた。

同時に、今回提出された学識経験者の資料によって、広義・狭義の心理療法(カウンセリング)を必要とする多くの人々が存在し、その多くがなお公的な救済の網からこぼれ、精神的、経済的に厳しい状況にあることが推認される。

こうした人々を幅広く救済するために、①厚生労働省所管の医療保険制度や精神保健福祉制度、②警察庁の犯罪被害給付制度(重傷病給付)、精神的被害の早期回復を図る相談・カウンセリング等、既存制度の拡充を図る、③民間の被害者支援団体をより幅広く活用する、④公費負担に向けたまったく新しい仕組みを導入する——等の選択肢が考えられる。

既存の制度では、例えば医療保険や犯罪被害給付制度は、保険料や公費で運用されるだけに、一定の制約があるのは当然だが、その中で少しでも対象を拡充する事は可能か、そのための必要条件は何か等、個々の制度について課題、プラス、マイナス等を一つひとつ検証してみたい。

(二) 質問

1. 資料2-2について

厚生労働省資料の(5)について

要望の多いPTSDの保険適用については、医師が医学的判断に基づき、一定の診療計画の下で、認知療法・認知行動療法を行った場合、保険診療の対象になるとありますが、その範疇におさまらない部分もあると思う。

PTSD関連が幅広く対象となる見通しは(もちろん中央社会保険医療協議会の議論を待たなければならないが)あるか、そのための条件は何か。

2. 警察庁が行う被害者カウンセリングについて

警察庁が犯罪被害者等の早期回復を図る相談・カウンセリングは、きわめて重要な位置を占めているが、現在の体制は、被害者側の要請に質量ともに十分こたえられるものか。予算、スタッフ(臨床心理士の資格を持つ部内職員の数と質、外部委託する専門家の数)等の体制について、現状認識をうかがいたい。

また、民間の被害者支援団体を今以上に活用するための課題は何か。